

大正九年四月

外務省

痘瘡流行状況ニ関スル件

五四五

外務省

附屬書類添付

大正九年四月廿二日接受

駐通商

第課

庚11683號

甲寅

大正九年四月十九日

警視

喜七郎



外務大臣子爵内田康哉殿

大正九年四月廿四日記録第二部接受

痘瘡流行状況ニ関スル件

管内ニ於ケル痘瘡流行ノ状況ニ関シ別紙ノ通横浜市駐在和蘭副領事ヨリ照會有之候処左記ノ通ニ候条可然御取計相成度此段及報告候也

追テ(3)ノ事項ハ大正八年八月四日外務省通ニ送第七七一。號ニ依リ直接通報可致矣

記

一最初ニ發生セシ時日

大正九年一月十日午后三時

二發生以來ノ罹病者數

九十六名

三流行ノ狀態其他

東京市深川區富川町芳働者生活部落ニ一時患者ノ續發ヲ見タリ既ニ終熄シ目下東京市内ニ流行ハ稀ニ患者發生スルコトアルモ不日終熄ノ見ハナリ

様啓 最近二三週間東京に天然痘
發生したりとの記事或新聞紙上に
掲載致され候に就ては本官は之に關
する詳細の報告を蒐集致し度候
間御年数ながら左の事項御回答下
され度候

(1) 最初に發生せし日
(2) 發生以來今日の罹病者數
(3) 續發致し候時は發生の度毎に
御通知下さる様
(4) 流行の狀態及其他

警視廳
横濱市・及神奈川縣下に傳染病流
行する際に貴廳は之に關し週報の
如きものを發行せられ候や若し發行
せられ候はゞ發行の都度本官にも其
の一部を御分與下さるを御願申上候
御承知の通り此の傳染病に關し報
告は和蘭領印度及和蘭領諸島
に向て當處とある船舶に對し本官
の發行する健康證明書に必要缺
つたりあるに懸問何年出來得る限
りの便宜を御與へ下され度願上候
以上本官の要求と御許容下さるものと豫
期し前以て御禮申上候

謹白

(木村精)

四月七日

横濱市山下町七五

和蘭副領事

警視總監閣下

警視廳

(本館)

7-0021

0475

5/22/21
5/5

文書課長
文書課
長
印

大正九年四月廿四日接受

浄書
校正
原
印

大正九年四月廿四日起草
同 年 月 日 附

大正九年四月廿四日發還

送第 二〇八九號

主任

主管 通商局長

明譽視總監

大正九年四月廿四日記録第二部受

甲通商局長

痘瘡流行状況調査件

本件は三月十九日附申寄附第七〇五號ノニラ

以テ貴省大臣宛申寄附、本等有志ノ廣

其代地裁(一)(三)事項ハ何ニテ

右ノ事ハ本等ハ通商局長宛ハ本等

申寄附、直接先方ハ申寄附

相成、本等ハ申寄附中

以下申寄附、本等ハ申寄附計明

外務省